

社会福祉法人のチャレンジ

新たな社会福祉法人像の構築

社会福祉法人 緑和会

今回のチャレンジは、障害を持つ方々が地域であたりまえに暮らしていくために、地域の理解を得ながら総合的な支援を提供し続ける緑和会の取組みについて、「地域生活支援センターなごみ」の支援スタッフの方々からのインタビューをもとに紹介します。

1. 法人・施設の概要

法人名 社会福祉法人緑和会
理事長 上村 昭栄
事業所名 知的障害者生活支援センター「なごみ」
センター長 安富祖 豊貞
住 所 所 市 志 川 栄 野 比 9 3 9
T E L 0 9 8 - 9 7 2 - 6 0 2 9

2. 地域貢献実践に至った経緯と現状、課題

緑和会は、昭和57年「授産施設 栄野比の里」(通所更生施設 栄野比学園)平成元年に「更生施設 緑の里」を開設し、知的障害を持つ方々への支援を実施してきた。



「地域生活支援センターなごみ」
「ヘルパーステーションえのび」
の支援スタッフの皆さん

的障害者地域生活支援事業(地域生活支援センターなごみ)を県の委託により開始し、施設利用者のみならず、在宅の障害を持つ方々に対しても、相談および必要な地域生活支援に積極的に取り組んできた。

障害を持つ方が、住みなれた地域で自立した生活を送るためには、生活面での支援はもちろん、就労面での支援も重要な視点となる。しかし、全国的にも授産施設から一般企業への就労率は全体の1%という厳しい現状に加え、県内では高い失業率が続いており、企業への理解を得ながら就労支援を続けていくには、生活支援ワーカー一人での対応には無理が生じてきた。

あること実感したという。そこで、なごみでは平成16年4月より独自で「就労支援担当職員」を配置、就職希望者からの相談やハローワーク等との連携を行いながら、本人の能力と適性に応じ、職場実習につなげている。職場実習時、そして就職後も継続して支援を行うことで、利用者の安心感へつなげている。

開始2年目の就職実績は6名、ショートステイ利用者の一人が、継続的な就労支援と、なごみに併設されている「ヘルパーステーションえのび」のホームヘルプサービスを受けながら、パートでの一人暮らしを開始したケースもあり、着実に成果が出始めているという。

使いつつ、総合的な支援を行うその姿勢は、これからの施設の役割を考える上でモデルとなる取り組みではないだろうか。

3. 今後の展望

今後、障害を持つ方が住みなれた地域で暮らしていくためには、関係機関との連携のみならず地域住民の理解が不可欠である。緑和会は、なごみを中心にガイドヘルパーの養成研修や自閉症についての勉強会等、さまざまな研修を実施している。法人敷地内の「地域交流ホーム」で開催するこれら研修会には、保護者や関係者、地域住民が幅広く参加し、福祉への理解が徐々に地域へ浸透しつつある。今後もプロ(専門職)として培ってきた実績と「施設」の機能を最大限に地域へ還元することで、地域住民の理解へとつなげることを期待される。

4. 今回のチャレンジに思う

「地域を味方につける。」上原副センター長の言葉である。プロとしてのポリシーを持ち、多くのネットワーク(理解者)を増やしていくことで、自分たちの仕事がいよいよやってくる。施設と地域が良好な関係を築くことが、やがて利用者へと還元され、本人が望む地域での生活を継続していく上で大きな力となるのではないだろうか。

活用しよう！

生活福祉資金貸付制度

今回は住宅資金・災害援護資金を紹介します。

この制度は、必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯(低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯・生活保護受給世帯)に対し、資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的としています。

生活福祉資金には、目的に応じて更生・福祉・住宅・修学・療養介護・災害援護・緊急小口などの資金種類がありますが、今回は、住み慣れた地域での生活を支える住宅資金と災害援護資金をご紹介します。

住宅資金では、現在お住まいの住宅の増築・改築・補修などを対象としており、新築工事は対象としておりません。また、災害援護資金は被害の程度に応じ、住宅資金との重複貸付が可能です。貸付の相談については、お近くの民生委員、または、市町村社協へお問い合わせください。

資金種類	内 容	貸付条件			
		貸付限度額	総償還期間	償還期間	利子
住宅資金	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費として貸付ける資金 例えば… ・雨漏りがひどくなり、屋根の補修が必要 ・子どもたちも大きくなり、部屋を増やしたい ・お風呂場やトイレなどの段差をなくし、バリアフリーにしたい、など	250万円以内	貸付の日から6月以内 ※	7年以内	年 3 %
災害援護資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付ける資金 例えば… ・大雨による浸水で家財道具を買いなおす必要がある ・災害により住宅や田畑、工場や倉庫などが被災し、復旧したい、など	150万円以内	貸付の日から1年以内 ※	7年以内	

※災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ償還期間を2年以内とすることが出来る。



事例 住宅資金を活用して

高齢者世帯(4人世帯)
Aさん(四五歳・自営業)…借受人
Aさんの妻(家事・介護)
Aさんの父親・Bさん(障害年金)
Aさんの母親(老齢年金)

Aさんの父・Bさんは、脳梗塞で入院し、全身に麻痺が残り上下肢障害(1種1級の)状態となりました。退院後は車イスでの生活を余儀なくされ、現在の室内では段差があり、車椅子で移動するには支障があるため、家の改修が必要となりました。しかし、Aさん世帯の収入では、医療費等の支払でこれまでの貯蓄も崩れてきており、家の改修としてのまとまった費用の捻出には頭を悩ませる状況でした。そこで、民生委員へ相談したところ、生活福祉資金について紹介を受けました。

借入の申込にあたり、改修工事は将来の償還のことも考え、Bさんの部屋と廊下の一部、トイレ、風呂場の最小限に留めて行うこととしました。貸付決定額は介護保険制度の住宅改修費支給分を差し引いた150万円、工事完了後に一括交付、償還は7年間月賦で行うことになりました。工事後、Bさんの部屋は明るく広く、安全に過ごせるものになりました。Bさんは、心身爽快に過ごすことが出来ることと、このことで、改修した部屋にとっても満足し、在宅生活を続けることが可能となりました。